

和歌山縣報 第千百八十九號

明治四十五年七月十八日

○縣令

○和歌山縣令第三十七號

明治三十六年四月和歌山縣令第三十五號公立學校職員俸給並旅費支給等ニ關スル細則中左ノ通改
正ス

明治四十五年七月十八日

和歌山縣知事 川村竹治

第三條ニ左ノ一項ヲ加フ

陸海軍豫備役後備役又ハ補充兵役ニ在ル者ニシテ演習ノ爲召集セラレタル場合ニ於テ陸軍給與
令又ハ海軍給與令ニ依リ受クル俸給又ハ給料額召集當時ノ俸給又ハ給料額ヨリ寡少ナルトキハ
其ノ間俸給又ハ給料額ノ三分ノ二ニ對スル不足額ヲ支給ス

第七條中「厘位未滿」トアルヲ「錢位未滿」ト改ム

○告示

○和歌山縣告示第二百五十二號

日高郡野口村大字野口耕地整理組合地區換地處分ノ件耕地整理法第三十條ニ依リ明治四十五年七
月十二日認可セリ

明治四十五年七月十八日

和歌山縣知事 川村竹治

○和歌山縣告示第二百五十三號

左記ノ種牡牛ハ其所有者異動ニ付証明書々換下付シタリ

明治四十五年七月十八日

和歌山縣知事 川村竹治

種牡牛 証明書
書換下付年月日

種類 年齢 毛色 高 サ

舊所有者住所氏名 所有者住所氏名

明治四十五年七月十六日 和種 三才 黑色 四尺一寸

西牟婁郡近野村大字野中垣内廣市 全郡上秋津村高垣吉藏

○和歌山縣告示第二百五十四號

左記ノ種牡牛ハ其ノ使用ヲ廢止シタリ

明治四十五年七月十八日

和歌山縣知事 川村竹治

種牡牛使用

種類 年齢 毛色 高 サ

所有者住所氏名

廢止年月日

五年 灰黑色 四尺六寸 東牟婁郡那智村大字井關

明治四十五年六月二十四日

一回雜種 プラウンド牛

西忠次郎

六月三十五日 同 二才 黑毛 四尺一寸 全郡三津之村大字能城山本

西虎市

○辭令

○明治四十五年七月十五日

古賀壽一

事務官補
五十嵐吉三

屬 月澤増男

和歌山縣土木技手ヲ命ス
月俸參拾五圓ヲ給ス
内務部會計課長兼務ヲ免ス
和歌山縣出納吏ヲ免ス
物品會計官吏ヲ免ス
陸軍召集諸費出納官吏ヲ免ス
海軍召集諸費出納官吏ヲ免ス
雜部金出納官吏ヲ免ス
市町村立小學校教員恩給審查委員ヲ免ス
内務部會計課長ヲ命ス
内務部勸業課兼務ヲ命ス
和歌山縣出納吏ヲ命ス
物品會計官吏ヲ命ス
陸軍召集諸費出納官吏ヲ命ス
海軍召集諸費出納官吏ヲ命ス

難部金出納官吏ヲ命ス

憲法審査委員會

内務部會計課勤務チ命ス

(各通)

給五級俸

給月俸參拾八圓

給九級俸

(各通)

給月俸貳拾八圓

(各通)

給十級俸

(各
通)

(各通)

岡本良治
衣川文四郎

中村健

統計吏員
櫻井信松

統計吏員
中村健

技手
山下源一郎

技手
高畠永助

技手
中村宏三郎

技手
佐久間文郎

技手
前田虎吉

給月俸貳拾四圓

給月俸貳拾貳圓

給月俸貳拾參圓

月俸壹圓ヲ給ス

給七級俸

給月俸參拾七圓

給月俸參拾參圓

給月俸二十九圓

給月俸貳拾八圓

給月俸貳拾七圓

給月俸拾八圓

給月俸參圓

給月俸壹圓

任和歌山縣技手

給月俸壹圓

任和歌山縣技手

内務部勸業課勤務ナ命ス

任和歌山縣技手

給拾壹級俸

内務部勸業課勤務ナ命ス

任和歌山縣技手兼縣屬

給月俸拾六圓

上田忠次

谷口研一

田邊清

技手

松島善三

神谷龍一郎

阪本哲治郎

玉置元

内務部勸業課勤務ヲ命ス

(各通)

勤八等

島

渡邊

忠助

洋

任和歌山縣技手
給日俸壹圓

(各通)

技木
技手
手

島

渡邊

忠助

洋

内務部土木課勤務ヲ命ス

(各通)

字治田知房
和田重熊
村井喜三郎

月俸拾六圓ヲ給ス

(各通)

淺井豊之助

猪谷清夫

島正雄

村井喜三郎

月俸拾四圓ヲ給ス

(各通)

橘

窪田右馬助

太藏

月俸拾參圓ヲ給ス

青木 定楠

月俸拾貳圓ヲ給ス

(各通)

高田 彥四郎

月俸拾貳圓ヲ給ス

(各通)

乾 芳男
竹内 友次郎

月俸拾貳圓ヲ給ス

(各通)

湯川 喜作
亨三

月俸拾貳圓ヲ給ス

小杉廣吉

月俸拾貳圓ヲ給ス

岡本勝次郎

内務部會計課勤務ヲ命ス
月俸拾貳圓ヲ給ス

(各通)

警部
警部
警部
土橋熊太郎
柳瀬謹三
金川誠之
横谷重太郎

給六級俸

(各通)

警部 石川森太郎
警部 山田彦四郎

給月俸參拾八圓

給月俸參拾參圓

(各通)

警部 高柳
警部 平岡市次郎
警部 松谷三助
警部 表野龜太郎

給九級俸

給五級俸

任和歌山縣技手

給月俸壹圓

警察部衛生課勤務ヲ命ス

正八位勤六等

脇本竹治郎

技手 田島耕之助

警部補 貴志得彌太

警部補 早川勝藏

任和歌山縣警部
給月俸貳拾參圓

給月俸貳拾貳圓

田邊警察署長ヲ命ス

警部 石川森太郎
山田彦四郎

御坊警察署長ヲ命ス

警部 菅野鉄一

田邊警察署長心得兼務ヲ免ス

警部 津田盛太郎

警部石川森太郎上京中田邊警察署長代理ヲ命ス

警部 土橋徳藏

串本警察分署長ヲ命ス

警部 室賛

和歌山警察署勤務ヲ命ス

警部 田村泰一郎

古座警察分署長ヲ命ス

警部 山田稔

巡査教習所教授ヲ解ク

警部

山田

稔

周參見警察分署長ヲ命ス

警部 久保田廣助

鳥屋城警察分署長ヲ命ス

警察部警務課勤務ヲ命ス

巡查教習所教授ヲ命ス

警察部保安課勤務ヲ命ス

橋本警察署勤務ヲ命ス

和歌山警察署勤務ヲ命ス

依願免本官

顧ニ依リ職務ヲ免ス

年俸七百圓下賜

月俸貳拾八圓ヲ給ス

警部 土屋留吉

警部 早川勝藏

警部補 中山隆

警部補 新保祐真

技手 田島耕之助

警部 表野龜太郎

衛生技手 田島耕之助

林業技師 片平英夫

林業技手 北原眞弓

(各通)

林業技手 神谷龍一郎

林業技手 松島善三

林業技手 藤本與七郎

林業技手 阪本哲治郎

農業技手 磯義助

農業技手 山下長之助

農業技手 西山正一

農業技手 小川熊次郎

農業助手 山本雅次郎

農業助手 松本武一

月俸七圓チ給ス

月俸貳拾五圓ヲ給ス

月俸貳拾貳圓ヲ給ス

月俸貳拾七圓ヲ給ス

(各通)

和歌山縣林業技手ニ任ス

月俸拾參圓ヲ給ス

内務部勸業課勤務ヲ命ス

(各通)

土木技手

安井禎夫

土木技手

人見信之助

土木技手

矢野藤太郎

土木技手

正田三郎

土木工師

安井禎夫

土木工師

人見信之助

土木工師

矢野藤太

土木工師

正田三郎

土木技手

永井定雄

土木技手

増井重吉

年俸七百圓ヲ給ス

年俸六百五拾圓ヲ給ス

年俸百貳拾圓ヲ給ス

月俸參拾五圓ヲ給ス

月俸參拾參圓ヲ給ス

月俸參拾參圓ヲ給ス

土木技手

鷹栖正治郎

土木技手

岩田潤松

土木技手

宮本俊輔

土木技手

小引高

土木技手

宮本善之助

土木技手

前川彰

土木技手

久保田實

土木技手

宮野清一

土木工手

松浦安次郎

土木工手

白井慶太郎

月俸貳拾貳圓ヲ給ス

月俸拾五圓ヲ給ス

月俸貳拾七圓ヲ給ス

月俸拾四圓ヲ給ス

月俸拾五圓ヲ給ス

月俸拾六圓ヲ給ス

月俸拾七圓ヲ給ス

月俸貳拾貳圓ヲ給ス

月俸拾九圓ヲ給ス

月俸拾六圓ヲ給ス

(各通)

土木工手　以本角太郎

小島竹之助

土木工手　笠野熊千代

土木工手　津野清十郎

月俸拾四圓ヲ給ス

(各通)

土木工手　東市之助

土木工手　前田儀助

土木工手　中村逸平

土木工手　松本駿

月俸拾貳圓ヲ給ス

和歌山縣土木技手ヲ命ス
月俸拾五圓ヲ給ス

第三工區出張所勤務ヲ命ス

和歌山縣土木技手ヲ命ス

月俸貳圓ヲ給ス

土木工手 武田音八郎

月俸拾參圓ヲ給ス

第一砂防工營所勤務ヲ命ス

(各通)

土木工手 松本角太郎
土木工手 山本繁熊

第一工區出張所勤務ヲ命ス

(各通)

土木技手 宮本善之助
土木工手 東市之助
土木工手 前田儀助
土木工手 田中勇

第二工區出張所勤務ヲ命ス
第三工區出張所勤務ヲ命ス

(各通)

土木工手 明渡定楠
土木工手 三谷喬彥
土木技手 後藤源三郎

第五工區出張所勤務ヲ命ス

土木技手 前川彰

内務部土木課勤務ヲ命ス

(各通)

屬 大橋季一
技手 黒田恒六

給五級俸
依願免本官

給六級俸
依願免本官

月俸貳拾圓ヲ給ス
願ニ依リ職務ヲ免ス

給九級俸
依願免本官

(各通)

林業技手

林 藤 一

屬 山東顯一郎
玉置入山雄
松本武雄
元 一

○明治四十五年七月十六日

御用濟ニ付解雇

知事官房縣費物品取扱主任ヲ命ス

内務部地方課縣費物品取扱主任ヲ命ス

屬岡本良治
土木技手宮本俊輔

内務部土木課縣費物品取扱主任ヲ命ス

(各通)

技术兼属小林信一
玉置元

内務部勸業課縣費物品取扱主任ヲ命ス

監業取締所書記

野川又太郎

檢稅吏員

上野重吉

休職ヲ命ス

中谷友吉

和歌山縣檢稅吏員ヲ命ス

月俸拾五圓ヲ給ス

東牟婁郡新宮町木材検査所勤務ヲ命ス

○町村吏員ノ異動

○明治四十五年七月十七日認可

海草郡紀三井寺村助役 山崎源作
東牟婁郡上太田村助役 山下二太郎

○觀象

自七月十三日至七月十五日氣象

(和歌山地方測候所觀測)

種目

前七年七月十三日

前七年七月十四日

前七年七月十五日

平均氣壓

七五九耗○

七五四耗三

七五七耗一

平均氣溫

二十七度二

二六度六

二六度一

最高氣溫

三〇度五

二八度三

二七度三

最低氣溫

二十四度○

二四度○

二九度一

平均風力

南西

南々西

三〇度

天氣

晴○

西南西

二九度

降水量

三米二

西南西

二九度

記事雜象

終日時々微雨

二九度

二九度

午前十時縣下全部
ノ警戒ヲ解除ス
間微雨並ニ西方ニ
電光

朝間微雨風雨強烈
タル可シ夕刻驟下全
部ノ警戒ス

明治四十五年七月十八日印
毎月三日六日九日十二日十五日十八日二十日二十四日二十七日三十日發行)